

令和2年3月5日

各部局長 殿

副学長(国際戦略担当) 白井 靖人

**新型コロナウイルス感染症の発生に係る注意喚起について(通知)(第5報)**

このことについて以下の通りお知らせしますので、貴所属教職員及び学生への周知をよろしく願います。

**1. 3月中に在留期間の満了日を迎える在留外国人留学生等へのサポート**

出入国在留管理庁において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための窓口混雑緩和対策や、外国人の帰国困難者の取扱いについて、下記のとおりとなります。

3月中に在留期間の満了日を迎える在留外国人留学生等に対して周知いただくとともに、日本語の理解が不十分な外国人留学生への周知について、適切なサポートをいただくよう御配慮の程よろしく願います。

○感染拡大防止のための窓口混雑緩和対策[PDF]

[\\_http://www.moj.go.jp/content/001315947.pdf\\_](http://www.moj.go.jp/content/001315947.pdf)

○帰国困難者及び在留資格認定証明書交付申請の取扱い[PDF]

[\\_http://www.moj.go.jp/content/001315948.pdf\\_](http://www.moj.go.jp/content/001315948.pdf)

**2. 日本人の海外渡航に係る渡航制限**

外務省海外安全ホームページにおいて、韓国、イタリア、イランのそれぞれ一部地域について、感染症危険レベルが引き上げられました。

現在の状況は以下の通りとなります。

**【大韓民国】**

●慶尚北道(けいしょうほくどう)慶山(キョンサン)市, 永川(ヨンチョン)市, 漆谷(チルゴク)郡, 義城(ウイソン)郡, 星州(ソンジュ)郡及び軍威(グンウィ)郡:レベル3

●大邱(テグ)広域市及び慶尚北道清道(チョンド)郡:レベル3

●慶尚北道(慶山市, 永川市, 漆谷郡, 義城郡, 星州郡, 軍威郡及び清道郡を除く):レベル2

●その他の地域:レベル1

**【イタリア】**

●ロンバルディア州, ヴェネト州, エミリア=ロマーニャ州:レベル2

●その他の地域:発令なし

## 【イラン】

- コム州・テヘラン州・ギーラーン州:レベル3
- その他の地域:レベル2

## 【中国】

- 湖北省全域、浙江省温州市:レベル3
- その他の地域:レベル2

## 【凡例】

- レベル1:十分注意してください
- レベル2:不要不急の渡航は止めてください。
- レベル3:渡航は止めてください。(渡航中止勧告)

## 【本学の取り扱い】

レベル2以上の地域への渡航については、行わないでください。

レベル1地域への渡航については、以下関連情報ホームページや報道等から現地の最新情報を入手した上で、渡航の取り止めも含めて慎重にご検討いただきますようお願いいたします。

既にレベル1以上地域及び当該国に滞在中の学生・教職員におかれては、現地の状況が急激に悪化する可能性、商業便の停止などにより出国できなくなる可能性があることを念頭に、国際便の運航状況を始め現地の最新情報の収集と感染予防に万全を期すとともに、日本への早期の一時帰国を含む安全確保について至急御検討していただくよう周知をお願いします。

欧米諸国では、今回の新型コロナウイルスの影響により、アジア人が差別を受け、場合によっては暴力等を受ける事案も発生していますので、同地域への海外渡航の際には充分気を付けてください。

また、各部局におかれましては、海外に渡航中の学生・教職員と速やかに連絡が取れる体制の構築に加え、在留届・たびレジ登録の指示、定期的な安否確認、随時の所在の把握(留学先近辺にいるのか、別の場所にいるのか、日本に一時帰国しているのかなど)等に努めていただきますよう、お願いします。

## 3. 中国及び韓国から帰国した日本人の対応について

文部科学省からの通知(リンク先は以下のとおり)に基づいて、中国及び韓国から帰国する教職員及び日本人学生は、リンク先別紙2のフローチャートに従って対応するよう、お願いします。

なお、フローチャートは、1)流行地域から帰国又は流行地域在住の方と接触があった日本人等 2)中国又は韓国(流行地域を除く)から帰国し、流行地域在住の方と接触がない日本人等 に分かれています。

○文部科学省通知(中国から帰国した児童生徒等への対応について)

#### 4. 新型コロナウイルス感染防止に係る上陸審査の状況について

出入国管理及び難民認定法の適用に関する閣議了解及び政府の新型コロナウイルス感染症対策本部により、上陸を拒否する外国人を以下の通り定めています。

- 過去14日以内に中国湖北省及び浙江省における滞在歴がある外国人
- 過去14日以内に韓国大邱広域市及び慶尚北道清道郡における滞在歴がある外国人  
同地域に所在する大学又は自宅のある外国人留学生等については、15日以上同地域以外の場所に滞在しないと日本に入国することができませんので、ご留意願います。

#### 5. 日本人及び外国人の海外との行き来に関する状況

海外渡航について、外務省、法務省(出入国管理庁)、厚生労働省(検疫所)で、それぞれの所掌において渡航制限を設けています。また、各国においてもそれぞれ入出国において制限を設けています。

渡航の際は、以下の早見表を参考にご対応願います。

	海外から日本へ渡航	日本から海外へ渡航
日本人	一部地域について検疫対象(※1)	一部地域について渡航制限(※3) 渡航国におけるルール(※4)
日本人以外	一部地域について上陸禁止(※2)	渡航国におけるルール(※4)

(※1) 3. 中国及び韓国から帰国した日本人の対応についてを参照のこと。

(※2) 4. 新型コロナウイルス感染防止に係る上陸審査の状況についてを参照のこと。

(※3) 2. 日本人の海外渡航に係る渡航制限を参照のこと。

(※4) 当該国に係る領事館・大使館にお問い合わせ願います。

#### 6. 関連情報ホームページ

- 静岡大学保健センターHP(静岡大学における新型コロナウイルス感染症対策)

<https://wpp.shizuoka.ac.jp/hoken/?cat=10>

- 静岡大学HP(新型コロナウイルスに関する学内周知、関連情報等(まとめ))

<https://www.shizuoka.ac.jp/news/2020/covid-19.html>

- 外務省海外安全HP

<http://www.anzen.mofa.go.jp> (PC版、スマートフォン版)

<http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp> (モバイル版)

- 法務省HP(新型コロナウイルス感染防止に係る上陸審査の状況について)

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200205.html>

- 厚生労働省HP

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

●外務省「たびレジ」登録サイト(「簡易登録」サイト)

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>